

山形県・寒河江市「緊急事態宣言」

山形県民・寒河江市民の皆様へのメッセージ

山形県内では、3月中旬から新型コロナの感染者が急増しております。3月25日には、一日の感染確認としては過去最多となる49人の新規感染者が確認されるなど、県内は感染の第3波に突入している状況であり、急激な感染拡大に大変な危機感を持っております。

寒河江市では、3月16日から26日まで11日間連続で新規感染者が確認されています。直近1週間では21人を数え、人口10万人に対する割合は51.2人と極めて高い水準となっているほか、直近1週間の感染経路不明者の割合も19.0%と高く、飲食店関連の感染事例も複数みられるなど、今後のさらなる感染拡大、ひいては医療の崩壊を招くことが危惧されます。

このため、3月27日の山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部において、山形市に加え、寒河江市についても注意・警戒レベルをレベル5【非常事態】に引き上げたところです。

感染の急拡大により、病床使用率が高まり、医療提供体制は危機的な状況に陥っております。これ以上の感染拡大を何としても阻止し、医療崩壊が現実とならないよう、山形県と寒河江市が連携し、寒河江市を対象とする緊急対策を実施することといたしました。

山形県民の皆様、寒河江市民の皆様には、御自身と大切な人の命と健康、生活を守るために、緊急対策の趣旨を御理解いただき、ぜひ御協力をいただきますよう、お願いいたします。

令和3年3月27日

山形県知事 吉村 美栄子

寒河江市長 佐藤 洋樹

新型コロナウイルス感染症

山形県・寒河江市「緊急事態宣言」

◎緊急対策

期間：令和3年3月27日（土）から4月11日（日）まで

※以下の対策は、**寒河江市**を対象として実施します。

1 感染抑制対策

（1）実効性のある対策徹底の要請

- **寒河江市全域**で不要不急の外出や移動を自粛してください。
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようしてください。
- 多人数での旅行は自粛・延期し、家族・友人などとの少人数の旅行も、今は慎重に判断してください。
- 催物の開催基準に合致する場合も、集会・イベントの開催は慎重に判断してください。
- 職場でも休憩時間を含めた感染防止対策を徹底してください。
- 寒河江市以外**の方は、**寒河江市**との往来は可能な限り控えてください。

（2）飲食店への呼びかけ強化

- 民間企業・各関係団体の協力による広報の実施
- 飲食店への個別通知の実施
- 繁華街での呼びかけの実施

2 営業時間短縮要請

（1）感染拡大防止に向けた営業時間短縮の協力要請

○対象期間 令和3年3月30日（火）から令和3年4月11日（日）まで

○対象施設 食品衛生法上の営業許可を取得している次の施設

①接待を伴う飲食店

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項

第1号に該当する営業を行う店舗

②酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）

○対象区域 **寒河江市全域**

○要請内容 午前5時から午後9時までの時間短縮営業